

旅費規程

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人日本カーリング協会（以下「本協会」と言う）の役員及び本協会専門及び特別委員会委員が理事会、委員会等（国内会議及び国内大会等）に出席するために支給する旅費に関し基準を定めたものである。

(旅行の命令・依頼)

第2条 旅行の命令又は依頼は、本協会会長が文書または口頭により行うものとする。
2 旅行命令又は依頼は会長が行うものとするが役員の決裁は専務理事、各委員会委員の決裁は当該各委員長が行う。

(旅費の種類)

第3条 この規定に基づく旅費とは、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、バス賃、車賃等）パッケージ旅行費、宿泊費のことをいう。

(旅費の計算)

第4条 交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法によって計算する。ただし、業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の支給・精算)

第5条 旅費の支給を受けようとする者は、所定の様式による書類を作成し、役員にあつては専務理事、各委員会委員にあつては当該各委員長の決裁を得なければならない。
2 旅費の支給は前条の計算によるものを限度とし、請求のあった実費を支給する。
3 旅費の支払いは原則精算払いとする。

(鉄道賃)

第6条 鉄道賃は、旅客運賃、急行料金及び特急料金の実費とする。
2 急行料金及び特急料金は、一つの券の有効区間ごとに計算するものとする。
3 急行列車を運行する線路による旅行で片道50km以上の場合、急行料金を支給することができる。
4 特急列車を運行する線路による旅行で片道65km以上の場合、特急料金（新幹線を除く）を、片道100km以上の場合、新幹線特急料金を支給することができる。
5 特急、急行を利用した場合は、指定席料金を含めて支給することができる。

(船賃)

第7条 船賃は、実費を支給することができる。

(航空賃)

第8条 航空賃は、緊急性若しくは時間的制約と経済性を勘案して、実費を支給することができる。

(バス賃)

第9条 バス賃は、実費を支給することができる。

(車賃)

第10条 自家用車を利用することが適当と認められる場所への旅行は、50Kmを越える場合その距離に応じて経費を支払うことができる。

(パッケージ旅行費)

第11条 鉄道、船、航空、バス賃と宿泊費を含むパッケージ旅行が第4条（旅費の計算）により計算された運賃より経済的な場合、その実費を支給することができる。

(宿泊費)

第12条 業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により宿泊しなければならない場合、旅行中の夜数に応じてその実費を支払うことができる。

(旅費の調整)

第13条 本協会会長は、旅行目的の性質上又は旅行先の事情、その他特別の事情により、この規程による旅費の支給が妥当でないと認めるときは、これを減額又は増額することができる。

2 この規定に定めるほか、この規定の実施に関し必要な事項は、本協会会長が定める。

(変更)

第14条 この規定は、理事会の決議により変更することができる。

附 則

1 この旅費規定は、平成 27年 4月10日から施行する。
令和3年8月19日改訂同日施行。